

「増える核のゴミ、 結局どうなるの？」

2023/4/15

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

澤 井 正 子

1. GXの行方

号外はインターネットの福島民報ホームページ (<https://www.minpo.jp/>) でもご覧になれます。

東電旧経営陣二審も無罪



武藤栄
元副社長



武黒一郎
元副社長



勝保恒久
元会長

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長(82)ら旧経営陣3人の控訴審判決

原発事故・強制起訴判決 巨大津波「予見できず」

東京高裁

武藤元嗣 元副社長 武黒一郎 元副社長 勝俣恒久 元会長

故を巡り、業務上過失致死罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長(82)ら旧経営陣3人の控訴審判決

判決は18日、一審東京地裁判決と同じく3人を無罪とした。判決では、原発への10層を超える津波は予見できなかったとの一審東京地裁の判断は妥当と指摘した。

他の2人は原子力部門のトップを務めていた武黒一郎元副社長(76)と、ナンバー2だった武藤元嗣元副社長(72)。巨大津波を予見できたが、事故を回避できなかったのが争点だった。

原発事故は2011年3月に起きた。東京地検の捜査で不起訴になった3人は、検察審査会の議決に基づき、16年2月に強制起訴された。検察審査会の指定弁護

者として、今月12日時点で強制起訴により有罪確定は2人

原発事故強制起訴の経過

2011年 3月	東日本大震災と東京電力福島第1原発事故が発生。双葉病院の入院患者らが避難し、その後多数が死亡。
12年6月	福島原発訴訟団が、東電の勝俣恒久元会長らに対する告発状・告発状を福島地検に提出
13年9月	東京地裁が元会長らを不起訴処分
14年7月	東京第5検察審査会が元会長ら3人を起訴相当と議決
15年1月 7月	東京地裁が再び不起訴処分 東京第5検査会が3人を起訴すべきだと議決
16年2月	検察官役の指定弁護士が3人を強制起訴
19年9月	東京地裁が3人に無罪判決
21年11月	東京高裁で控訴審初公判
22年2月 6月	専門家の証人尋問を高裁が不採用 控訴審結審
23年 1月18日	控訴審判決

土は、08年に津波で原発内で、最大17.7級の津波が原発内に襲来する可能性がある」との試算を得て、危険は予見できた」と主張、3人に禁錮19年9月1日の東京地裁判決は試算の根拠となった国の地震予測「長期評価」(02年公表)の信頼性を否定し、津波は「予見できなかった」と判断した。指定弁護士側は津波対策工事をすべきだったと主張する。

国の責任認めず

原発賠償4訴訟 最高裁判決



東京電力福島第一原発事故の避難者が「国と東電」なりわいの馬、羊、菜、愛媛の四件の集団訴訟の原告審判で、最高裁は十二日、規制権限を使わずに東電に津波の対応策を指示しなかった国の対応は違法ではないとし、国の法的責任を認めなかった。同種の訴訟で初の統一判断となる。同種訴訟は全国に約三十あり、総原告数は一人を超える。判決が後続訴訟の方向を左右するのには必至で、被災者への賠償制度の在り方の議論に影響する可能性がある。

四訴訟は二〇一三（平成二五）年三月一〇—一四年三月に各三県の地裁に提訴され、原告数は約三千七百一人。国の責任の有無について、最高裁段階で判断が分かれ、いずれも原告、被告双方が上告している。

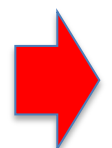
最高裁は判決に先行して三月、損害賠償額に関する東電の原告を退ける決定をし、東電の責任と約十四億五千万円の賠償額を確定させた。双方の意見を聞く弁論を四月と五月に開き、残る唯一の焦点となった国の責任の有無を審理していた。

【4】

国 福島第一原発事故関連訴訟で**原発推進の責任問われず**
→ 最高裁判決(過失を認める少数意見あり)
→ **無罪放免**(裁判所の政治への忖度)

東電 被害者の民事訴訟で、**事故責任は明確**。
株主代表訴訟で、有罪:13兆円の支払い命令。
→ 高裁で係争中。
しかし額が大きすぎて誰も支払わない！
(東京電力も取り立てを行わない！)
国有化により、賠償金、廃炉費用等は国が肩代わり
→ 全額税金＝国民負担
東電は**生き残り、柏崎刈羽原発の再稼働を目論む**。

 ロシアのウクライナ侵略戦争によるエネルギー危機という
「大チャンス」を利用:エネルギー関連価格の高騰ほか。

 **GX原発関連法案が国会で審査中** 【5】

（２）安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進

（原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法）

① 原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）

- ・ 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化（安定供給、GXへの貢献等）
- ・ 国・事業者の責務の明確化（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）

② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）

- ・ 原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け

③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）

- ・ 運転期間は40年とし、i) 安定供給確保、ii) GXへの貢献、iii) 自主的安全性向上や防災対策の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める
- ・ 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由（安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等）による停止期間（α）を考慮した期間に限定する **※原子力規制委員会による安全性確認が大前提**

④ 円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）

- ・ 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO_(※)）に
i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、
iii) 廃炉に必要な資金管理 等 の業務を追加

（※） Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略

- ・ 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける

3・11前より酷い安全神話・放射線安全神話が作りだされている。
原子力推進は、国家的事業←政治的、財政的費用はすべて国民負担

④ 円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）

- 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO_(※)）に
i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、
iii) 廃炉に必要な資金管理 等 の業務を追加

（※） Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略

- 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける

今まで：

再処理工場費用

MOX燃料工場費用

高レベル放射性廃棄物処分場費用

すべて

国民負担

近い将来：

+ 原発廃炉費用

将来、バックエンド関連費用すべてから
国も電力会社も逃げる！

2. 全国の原子力発電所の稼働状況と廃炉の現状

放射性廃棄物とは？

昭和六十三年総理府令第四十七号

「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」

第1条(定義)

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、.....(自然放射線をのぞく、人工放射線全部)

(放射能)

(放射能)

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)で廃棄しようとするものをいう。

高レベル放射性廃棄物とは何か？

第1種特定放射性廃棄物

世界標準

使用済み燃料

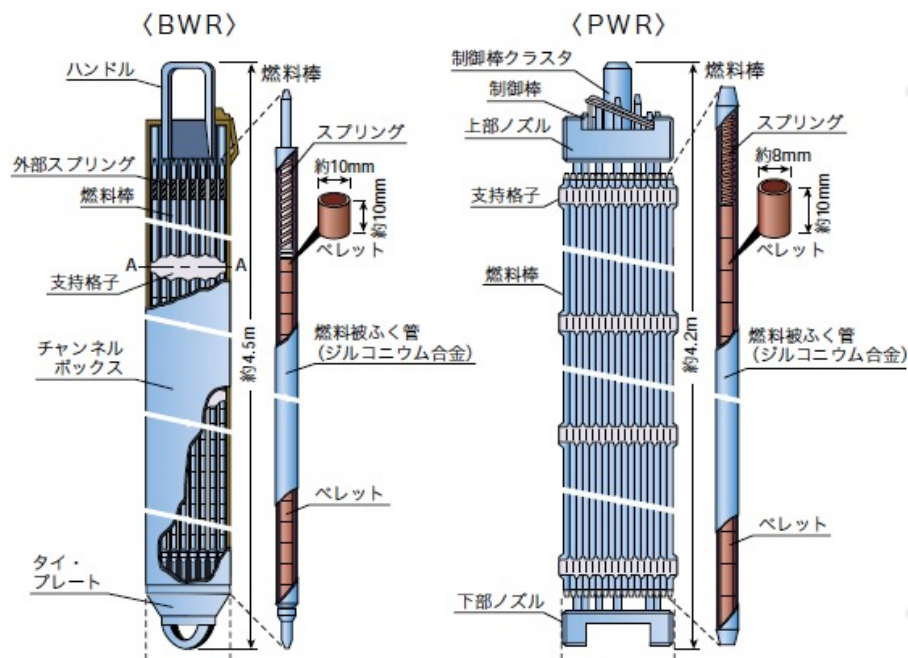
ガラス固化体

日本基準

リサイクル燃料

(日本の法律では
廃棄物ではない！)

第1種特定放射性廃棄物(ガラス固化体)

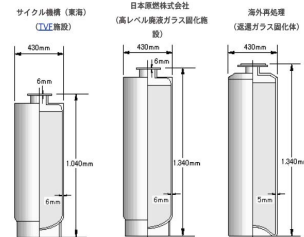


420~450cm

廃棄物が小さくなる？
99%の放射能はガラス固化体
に含まれる。

130cm

ガラス固化体キャニスタの概金図



日本の放射性廃棄物区分

高レベル 放射性廃棄物

低レベル 放射性廃棄物



廃棄物の種類		廃棄物の例	発生場所	処分方法
高レベル放射性廃棄物	世界標準	使用済燃料 ガラス固化体	原子力発電所	地層処分 (地下300m以下)
	日本規準	(リサイクル燃料) ガラス固化体	再処理工場	
低レベル放射性廃棄物	超ウラン核種を含む 放射性廃棄物 (TRU廃棄物)	燃料被覆管 バーナブルポイズン 廃液、フィルター	再処理工場 MOX燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分
	ウラン廃棄物	消耗品、スラッジ 廃器材	ウラン濃縮 燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分 トレンチ処分
	放射能レベルの極めて 高い廃棄物	制御棒、炉内構造物	原子力発電所	中深度処分
	放射能レベルの比較 的低い廃棄物	廃液、廃フィルター 廃器材 消耗品固形化物		ピット処分
	放射能レベルの極めて 低い廃棄物	コンクリート、金属		トレンチ処分
	クリアランス廃棄物 (規準は0.01ミリSv)	原子力発電所 再処理工場	上記のすべての 施設	リサイクル リユース 一般産業廃棄物
	放射性廃棄物でない廃棄 物	原子力発電所解体 廃棄物の大部分 98%		

気体性放射性廃棄物？ 液体放射性廃棄物？



運転中にすべて環境に放出！

【11】

日本はすでに原発廃炉時代に突入！

再稼働
9基

稼働中 8基、停止中 1基 (起動日)

設置変更許可
6基

27基

(許可日)

新規規制基準
審査中
12基

(申請日)

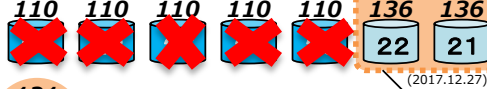
未申請 **×**
9基

34基

廃炉 **×**
決定済・検討中
24基
もんじゅ

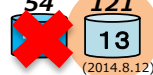


東京電力HD(株)
柏崎刈羽原子力発電所



(2017.12.27)

北陸電力(株)
志賀原子力発電所



(2014.8.12)

日本原子力発電(株)
敦賀発電所



(2015.11.5)

関西電力(株)
美浜発電所



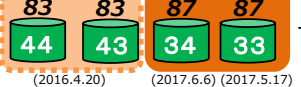
(2016.10.5)

関西電力(株)
大飯発電所



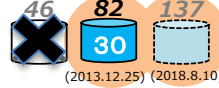
(2018.3.14) (2018.5.9)

関西電力(株)
高浜発電所



(2016.4.20) (2017.6.6) (2017.5.17)

中国電力(株)
島根原子力発電所



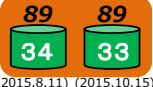
(2013.12.25) (2018.8.10)

九州電力(株)
玄海原子力発電所



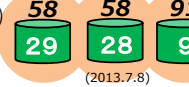
(2018.3.23) (2018.6.16)

九州電力(株)
川内原子力発電所



(2015.8.11) (2015.10.15)

北海道電力(株)
泊発電所



(2013.7.8)

四国電力(株)
伊方発電所



(2016.8.12)

電源開発(株)
大間原子力発電所



(2014.12.16)

東京電力HD(株)
東通原子力発電所



(2014.6.10)

東北電力(株)
東通原子力発電所



(2014.6.10)

東北電力(株)
女川原子力発電所



(2013.12.27)

東京電力HD(株)
福島第一原子力発電所



東京電力HD(株)
福島第二原子力発電所



日本原子力発電(株)
東海・東海第二発電所



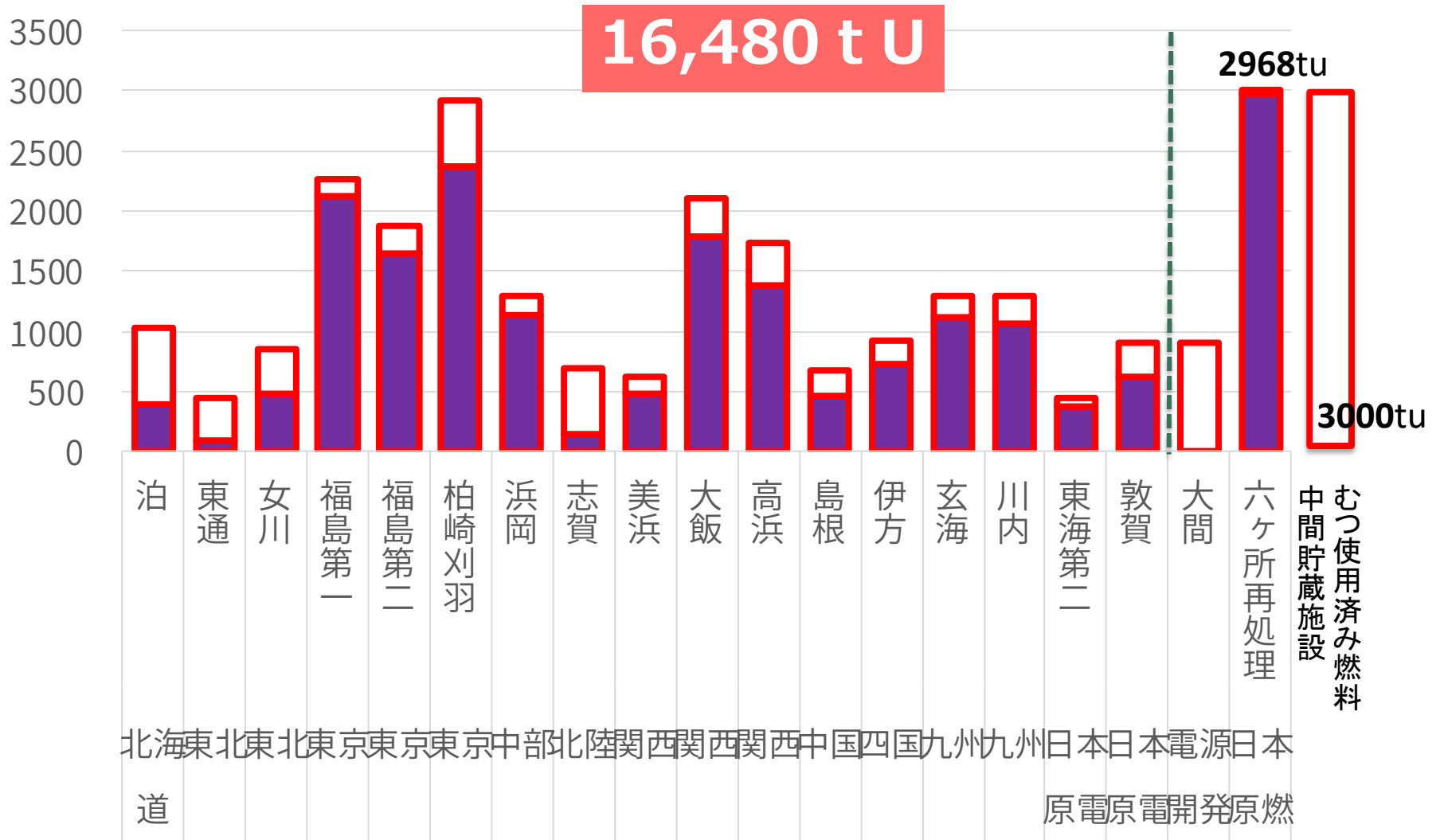
(2018.9.26)

中部電力(株)
浜岡原子力発電所



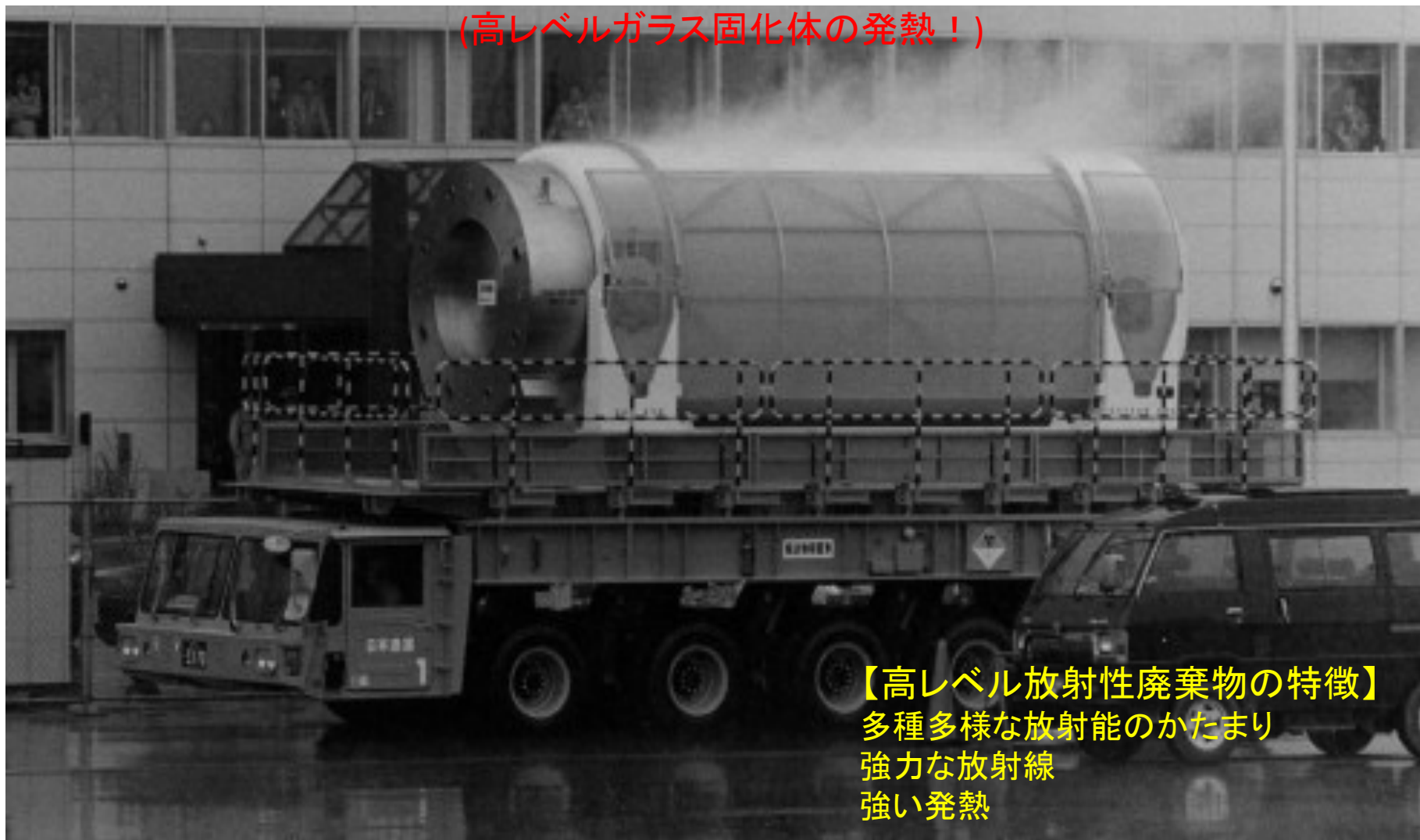
(2015.6.16) (2014.2.14)

各原発の使用済み燃料プール 貯蔵量



雨の中で蒸気を出す高レベルガラス固化体輸送容器

(高レベルガラス固化体の発熱！)



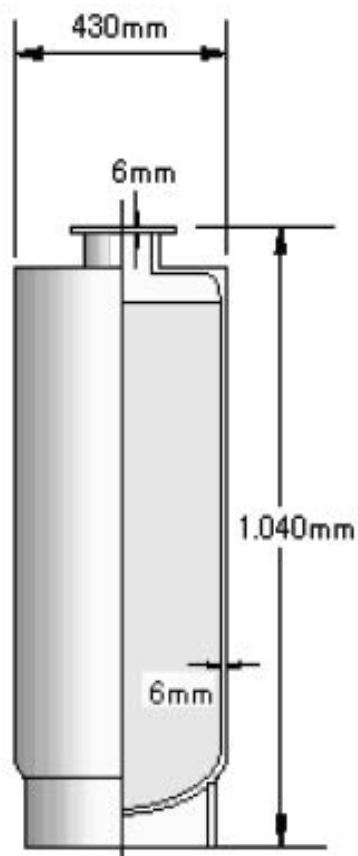
【高レベル放射性廃棄物の特徴】
多種多様な放射能のかたまり
強力な放射線
強い発熱

(撮影: 島田恵 1995年4月26日、むつ小川原港)

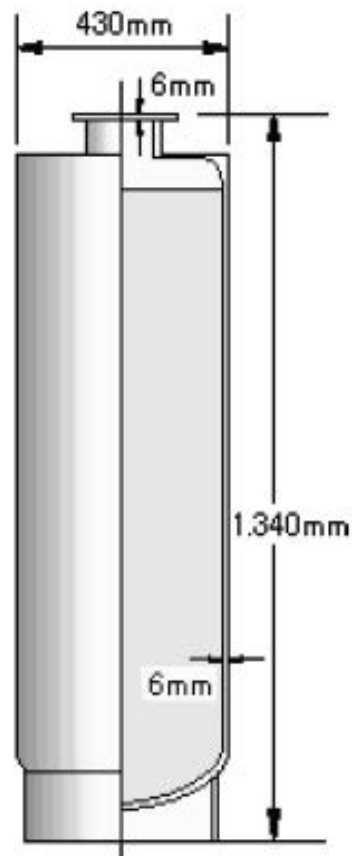
ガラス固化体キャニスタの概念図

サイクル機構（東海）

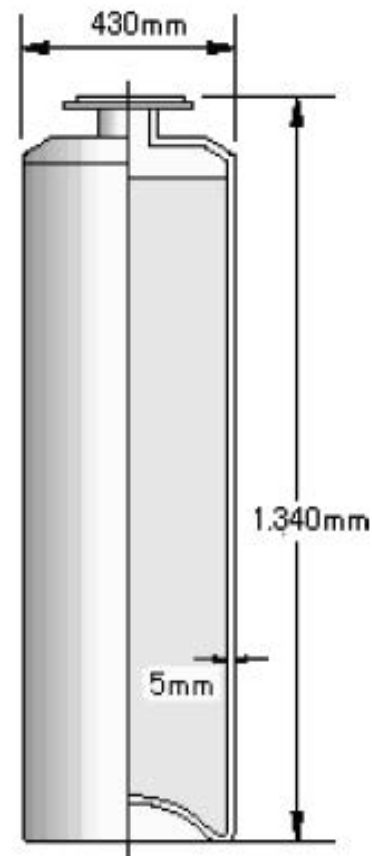
(IVF施設)



日本原燃株式会社
(高レベル廃液ガラス固化施設)



海外再処理
(返還ガラス固化体)



溶けた核燃料に接触

福島第一2号機 装置で持ち上げ成功

燃料デブリとみられる複数の小石状の堆積物(中央)を装置で挟む様子―東京電力提供



東京電力は13日、福島第一

原発2号機の原子炉内

で、溶け落ちた核燃料(燃料デブリ)を初めて装置で

触る調査をした。小石状の

複数のデブリとみられる塊

を装置で持ち上げることが

できたという。デブリの硬

さや線量の強さを確認し、

2021年から本格的に始

めるデブリの取り出し作業

のための装置や保管容器の

開発につなげる。

調査は13日朝から約8時

間かけて実施。原子炉格納

容器の側面に開いた穴か

ら、作業員が伸縮式の棒状

の装置(最大15センチ)を炉内に

挿入。遠隔操作で装置を動

かし、格納容器の底までつ

り下ろした。装置先端には、

ゲームセンターのクレーン

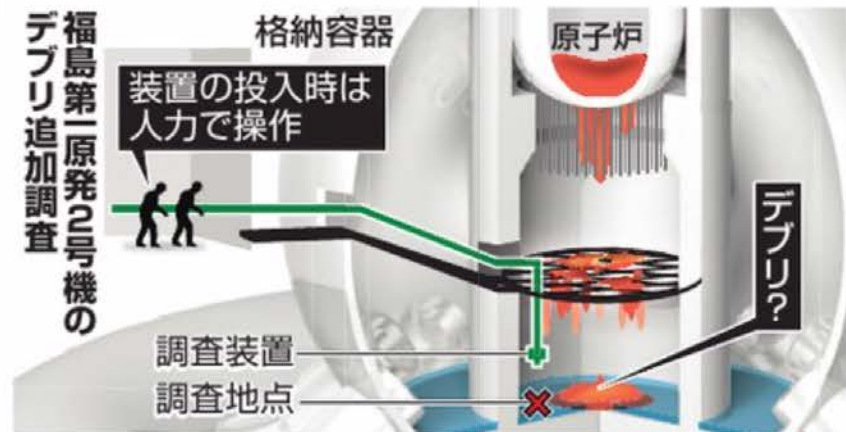
ゲームのアームのような器

具(長さ3センチ)や線量計、

カメラが搭載されている。

調査したのは、格納容器

福島第一原発2号機の
デブリ追加調査



底部の50センチ四方ほどの一
角。6カ所でデブリをつま
み上げる。5カ所で直径
1〜8センチの小石状の塊や構
造物を持ち上げることが出
てきた。粘土状に見えるデブ
リは持ち上げられなかつ
た。床面に固着していると
みられる。装置は回収し、
デブリは外には出していな
いという。一連の様子を撮
影し、放射線量や温度など
のデータと合わせてデブリ
の性質を解明する。

国と東電の計画では、21

年に1〜3号機のいずれか

で、デブリの本格的な取り

出しを始める。その準備の

一環として、2号機で19年

度後半にも少量のデブリを

取り出す予定。(川原千夏子)

日本の高レベル放射性廃棄物

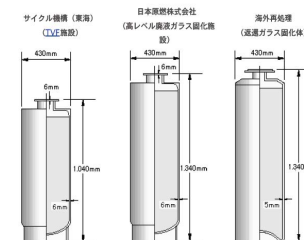
■原発が生み出した使用済み燃料

英・仏再処理工場へ輸送	7,100 (全量再処理/固化済み)
東海再処理工場へ輸送	1,140 (全量再処理済み)
六ヶ所再処理工場貯蔵中	2,968
	430 (アクティブ試験でせん断)
各原発サイト	16,480
計	28,118 tU

■ガラス固化体の量

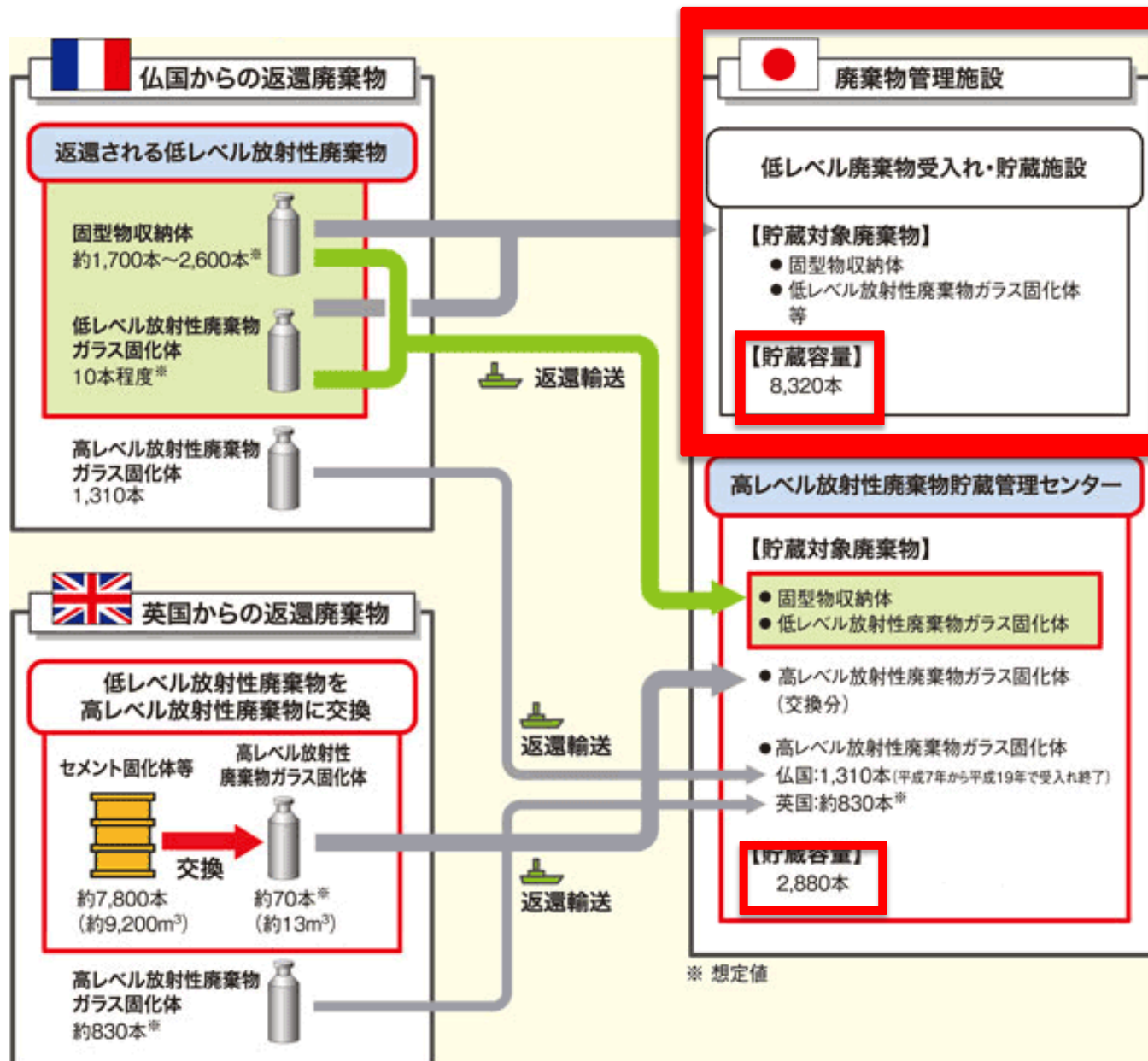
仏・英からの返還	1,830 (英国分は輸送中)
東海再処理工場	354 (他廃液あり→最終的に約880)
六ヶ所再処理工場	346 (アクティブ試験)
計	2,530 本

ガラス固化体キャニスタの概念図



(最終処分場計画では約40,000本を予定)

海外からの返還廃棄物受入概要



このような施設、今はない。
計画も明らかにされていない。
形状は、ガラス固化体容器
内容物は、低レベル？

- ・高レベルガラス固化体
- ・固形物収納体
- ・低レベル放射性廃棄物
ガラス固化体

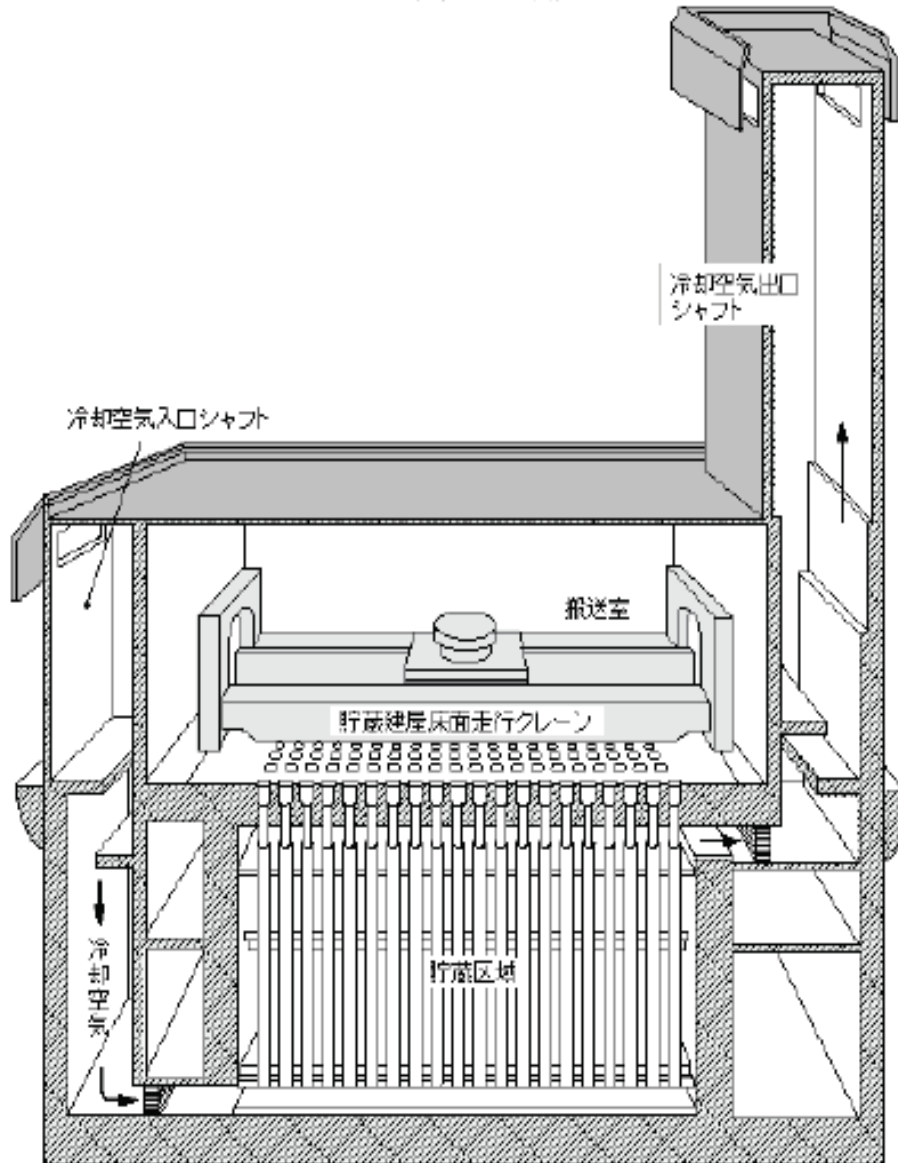
フランス分:

1995/4月～2007/3月
1,310本

イギリス分: 2010/3～
輸送中。

海外返還廃棄物貯蔵管理センター (六ヶ所再処理工場内)

(ガラス固化体貯蔵設備)



ガラス固化体貯蔵設備概要図

ガラス固化体貯蔵の実態

【中間貯蔵中】

海外返還: 1830本

六ヶ所再処理工場: 346本

30～50年貯蔵予定(1995～)

中心温度 約410℃

表面温度 約280℃

冷却空気 入口 約29℃
(夏期) 出口 約85℃

使用済み燃料中の99%の放射能が
ガラス固化体に含まれる。

冷却空気出口シャフト:

アルゴン40+n→放射性アルゴン41

換気塔:

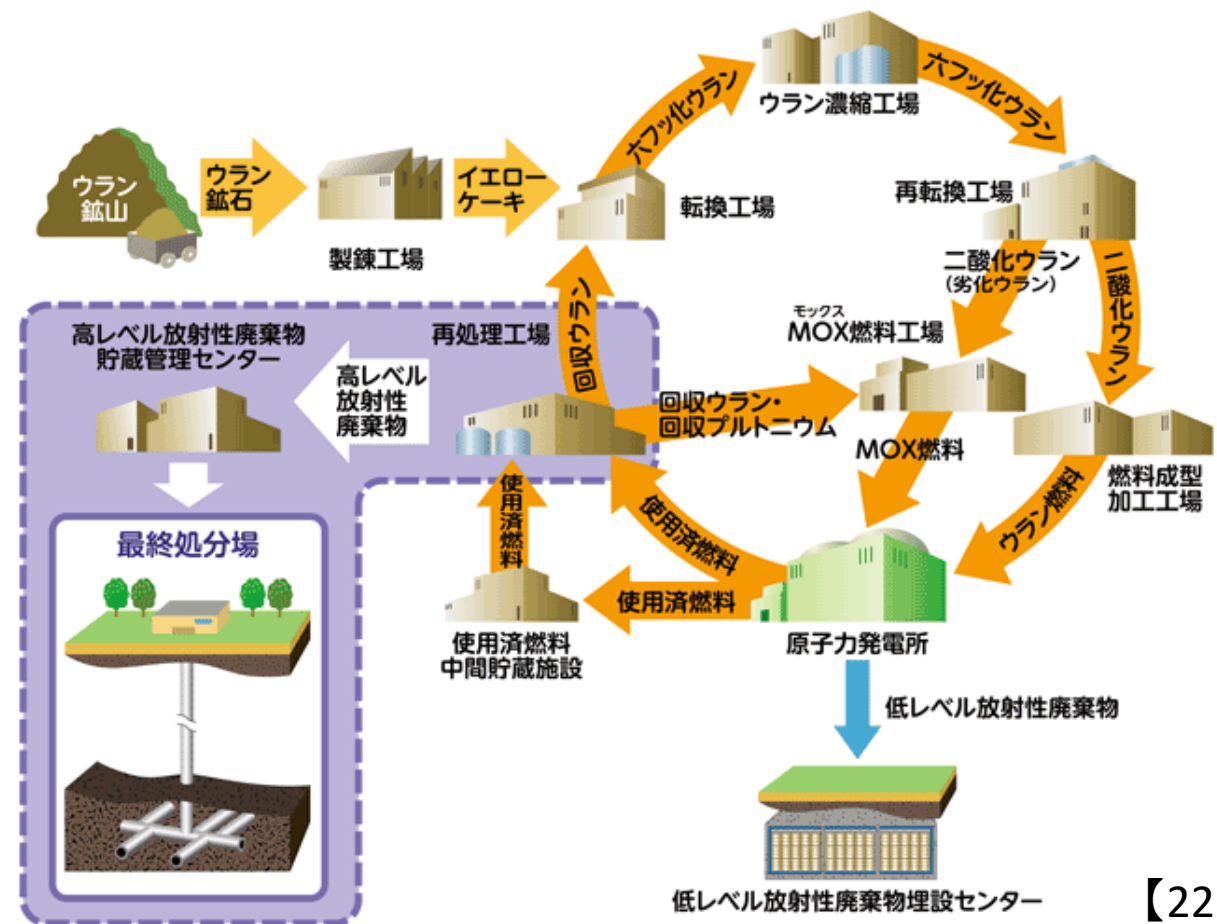
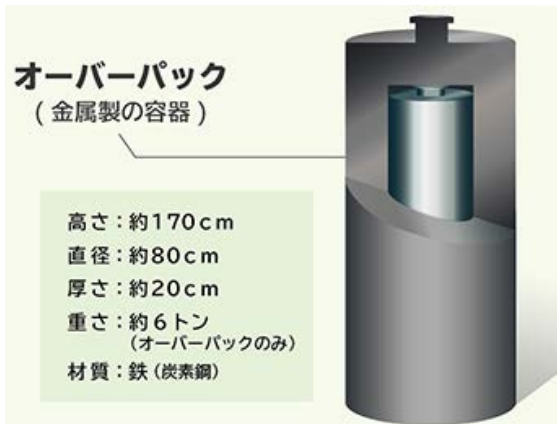
放射性ルテニウム(Ru-106)

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)

3. 高レベル放射性廃棄物処分場

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (高レベル処分法)

ガラス固化体を地下300メートル以深に地層処分



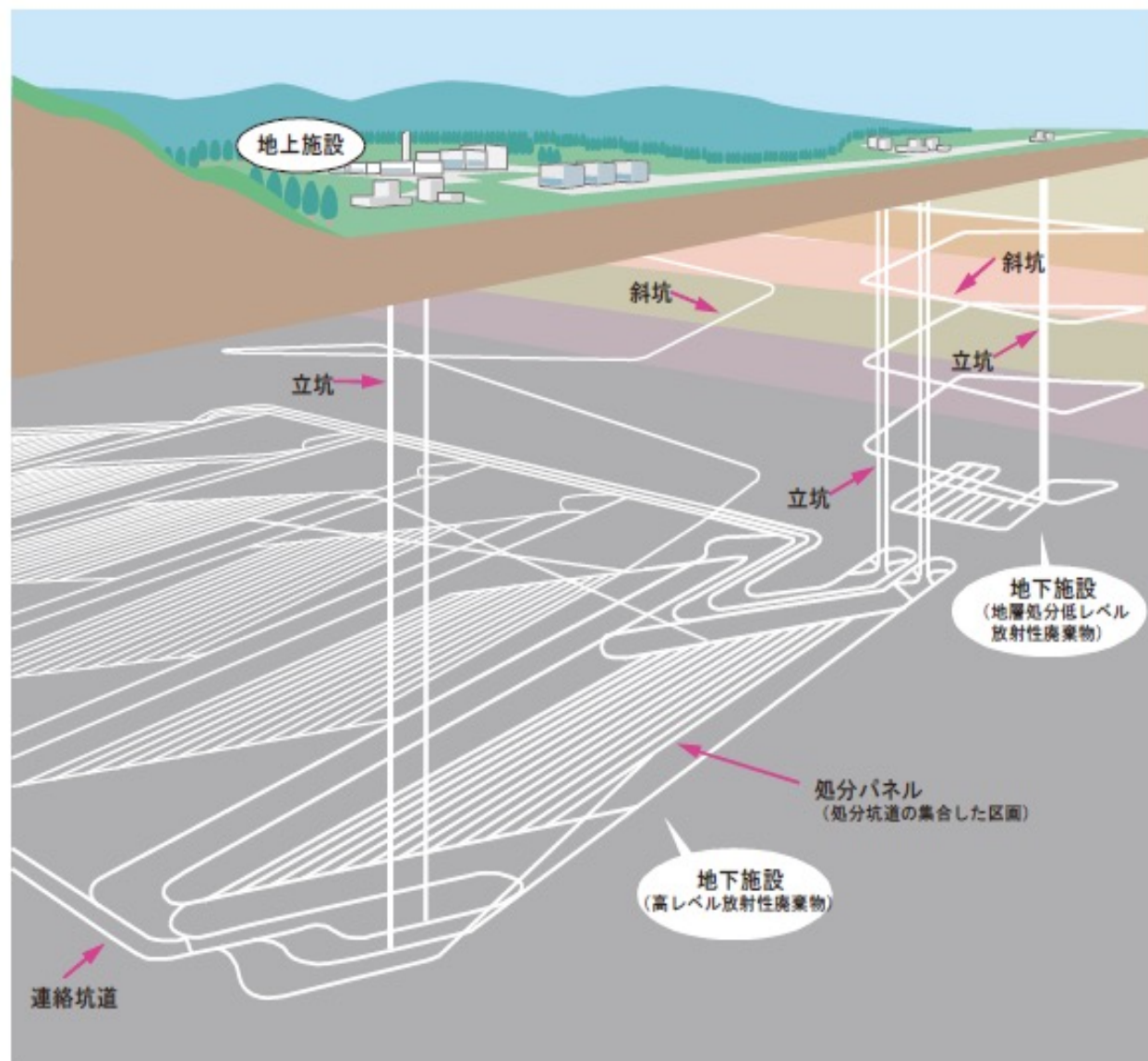
高レベル放射性廃棄物の地層処分の概念図

地層処分施設のレイアウト例

高レベル放射性廃棄物と地層処分低レベル放射性廃棄物の地層処分施設を併置した例

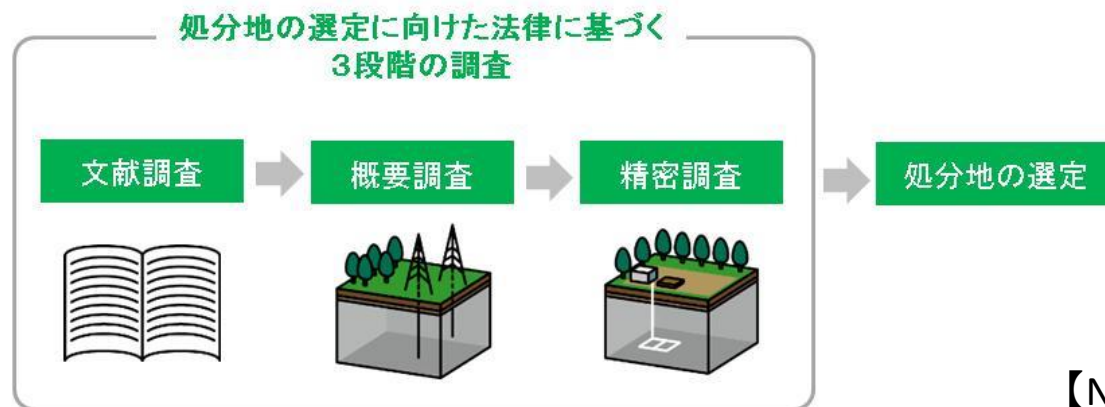
仕様の一例（結晶質岩、深度1,000mの場合）

地上施設	敷地面積1~2km ²
高レベル放射性廃棄物の地下施設	大きさ（平面） 約3km×約2km
地層処分低レベル放射性廃棄物の地下施設	大きさ（平面） 約0.5km×約0.3km



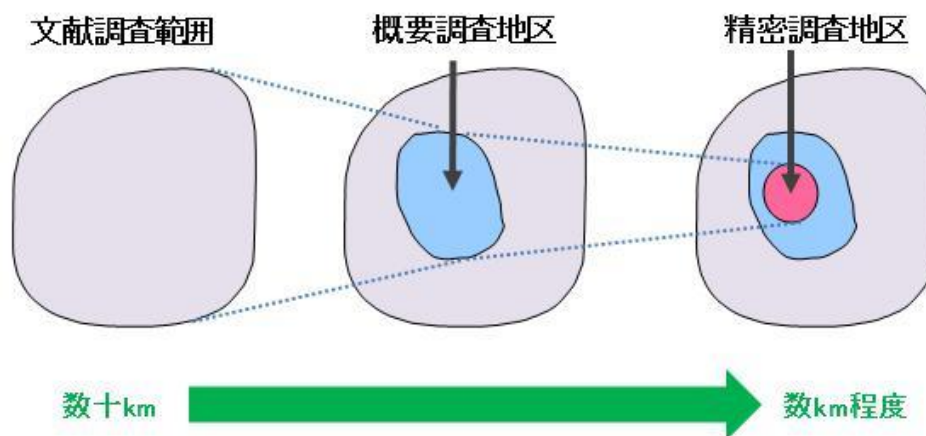
【電気事業連合会資料から】

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (高レベル処分法)



段階的な調査

【NUMOパンフレットから：
原子力発電環境整備機構】



調査スケールの変遷

応 募 書

18 東企画第 59 号
平成 19 年 1 月 25 日

原子力発電環境整備機構

理事長 山 路 亨 様

市 町 村 名 高知県東洋町
市町村長の氏名 東洋町長 田嶋 裕
高知県東洋町印

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域について、
下記のとおり応募します。

記

1. 応募する区域 東洋町全域
2. 連絡先
 - (1) 郵便番号 781-7414
 - (2) 住 所 高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3
 - (3) 連絡者の所属および氏名 東洋町企画商工課 課長 大場正博
 - (4) 電話番号 0887-29-3392
 - (5) F A X 番号 0887-29-3825
3. その他特記事項

高レベル放射性廃棄物
最終処分場

「応 募 書」

2007年1月25日
高知県東洋町が
高レベル放射性廃棄物
最終処分施設の
設置可能性調査に応募

日本の高レベル放射性廃棄物対策

全国の自治体を対象に候補地を募中！

2006. 3
高知県東洋町応募用紙提出



2007. 1
応募受付

↓
町長リコール

↓
2007. 4
反対派町長当選、応募取り下げ

↓
推進・反対の激しい対立
人々に禍根

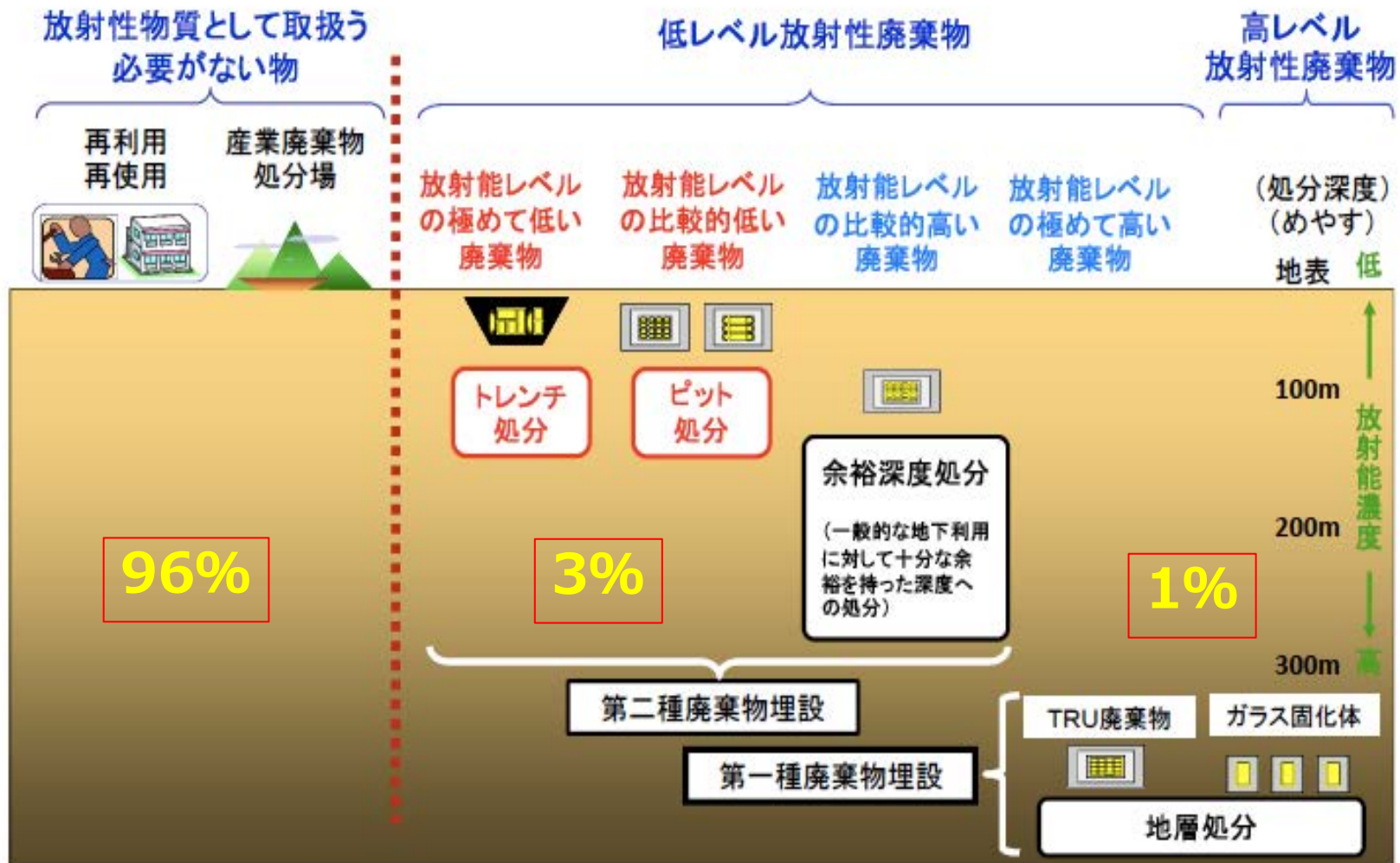
↓
国は、応募方式見直しを検討。
申し入れ方式・応募方式を併用
なりふり構わ候補地選定開始

放射性廃棄物の処分の考え方

放射性廃棄物を人間社会から完全に隔離することはできない。

→ 離隔（距離）をとる：影響が及ぶまでの時間を稼ぐだけ

→ 低レベル＝浅く、高レベル＝深く→それでもいつかは人間社会に戻ってくる



「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (高レベル処分法)の問題点(1)

■高レベル放射性廃棄物は、ウラン原石レベルに放射能が減衰するのに数10万年

■安全に数10万年管理できる? : 誰が? どうやって?

⇔オーバーパックは約1000年で腐食し消滅。

■安全基準がない → 選定された場所に合わせてつくる(回答が先、問題は後!)

■地球の歴史: 46億年(フィンランド: オンカロ: 19億年前の地層)

日本列島の形成: 約1500年前くらい?

人類の歴史: 約500万年前: 猿人: アウストラロピテクス

20万年前: (旧人) ネアンデルタール人

4万年前: 新人: クロマニヨン人

日本の歴史: 神話時代をいれて約2000年

1600年10月: 関ヶ原の戦い(約400年前?)

 分からないことばかり???
日本で本当に地層処分ができるのか?

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(2)

「文献調査に応募するの？」 「文献調査」という段階はない！

「文献調査(机上調査)」という段階はない。

→「文献調査」は、「概要調査」の一部であり、独立した「調査」ではない。

文献調査ではなく概要調査地区に応募する。

NUMOの応募書には「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区について」応募すると明記している。そしてそれは「概要調査地区の公募」に応募すること（NUMOの応募要領P.3 留意事項）であると明記している。

高レベル処分法の処分地選定プロセスも「概要調査地区」がスタートで、「文献調査」ではない。文献調査は概要地区選定のための手続きにすぎない。

・高レベル処分法 第6条第1項で「概要調査地区の選定」を位置づけている。

「概要調査地区の選定」（第6条第1項）で条件として文献その他の資料による調査（文献調査）を位置づけているに過ぎない。あくまでも「概要調査地区の選定」である。

・NUMOも、応募要領3ページの留意事項で「『概要調査地区の公募』にあたるもの」と明記している。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(3)

決定するのは国、 知事や市町村長に「拒否権」はない！

・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

「第四条 5 項 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」

と規定されている。また、国会答弁で「意に反して行うことはない」と答えたが、法第4条5項にあるとおり、同意を必要としない。同意を必要とすると、処分場の建設ができなくなるので、意図的に外した。

質問に立った多くの国会議員が同意を条件とするよう求めたが、「意見を聴かなければならない」という原案から、「意見を聴き、これを十分に尊重してなければならない。」に変更されたただけであった。尊重は同意と同じではない。「聴く」が、国はその意見に従う義務はない。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(4) 知事や市町村長の「同意」は必要ない！

●2000年5月10日 衆議院 商工委員会 高レベル処分法審議で横路孝弘代議士の質問と政府答弁より

・横路孝弘委員

「自治体の知事並びに市長の意見を聞かなければならないという点でございますが」「意見を聞いてどうされるんですか。反対だと言われたら、どういうことになるんですか。」

・河野政府参考人

「地元の御理解と御協力を得るべく最大限努力させていただくつもりでございます。しかし、それでもなお地元の御意見をいただくというところから、さまざまな御意見があれば、これを極めて重く受け止めて 国が決定する ということでございます。」

・横路孝弘委員

「同意がなければやらないというように解釈してよろしいんですね。反対してもやるということですか。」

・深谷国務大臣

「これを管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞いてこれを極めて重く受け止めて、最終的には国が決定するものだ、そういう規定であります。」

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(5)

住民の意見は反映される？

NUMOは概要調査地区選定にあたり、報告書を作成し関係機関や住民に示、報告書に対して説明会を開催したり、住民らの意見書の提出を認めなければならない。

しかし

- ・状況によっては説明会を開かなくても良い。
- ・意見書は出すだけ。NUMOのデータに明らかな誤りがある場合を除いて、見直されることはない。それ以外は聞き置くのみ。

■「高レベル処分法」は、「概要調査地区」選定の手続きから始まる。

■「文献調査」という独立した「調査段階」はない。

「文献調査」は「概要調査の」一部であり、「精密調査」の入口
法的にも、「文献調査」には、報告書作成義務、住民説明会開催、意見書の受付義務もない。

住民の意見が反映される機会は何も予定されていない。

「反対意見」を聞かないための仕掛け

■省令：「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」施行規則

第8条 機構は、前条第一項の縦覧期間内に、関係都道府県内において、報告書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

—省略—

4. 機構は、その責めに帰することができない事由であって次に掲げるものにより、第二項の規程による公告をした説明会を開催することが出来ない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、機構は、
(……) 報告書の記載事項を周知させるように務めなければならない。

1号 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

2号 機構以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

➡ NUMOは、法律に従って仕事(「概要調査地区」選定)するだけ。

平 2 0 広 地 発 第 1 号

平成 2 0 年 4 月 2 4 日
(2008 年)

青 森 県 知 事

三 村 申 吾 殿

日 本 原 燃 株 式 会 社

代表取締役社長 児島伊佐美

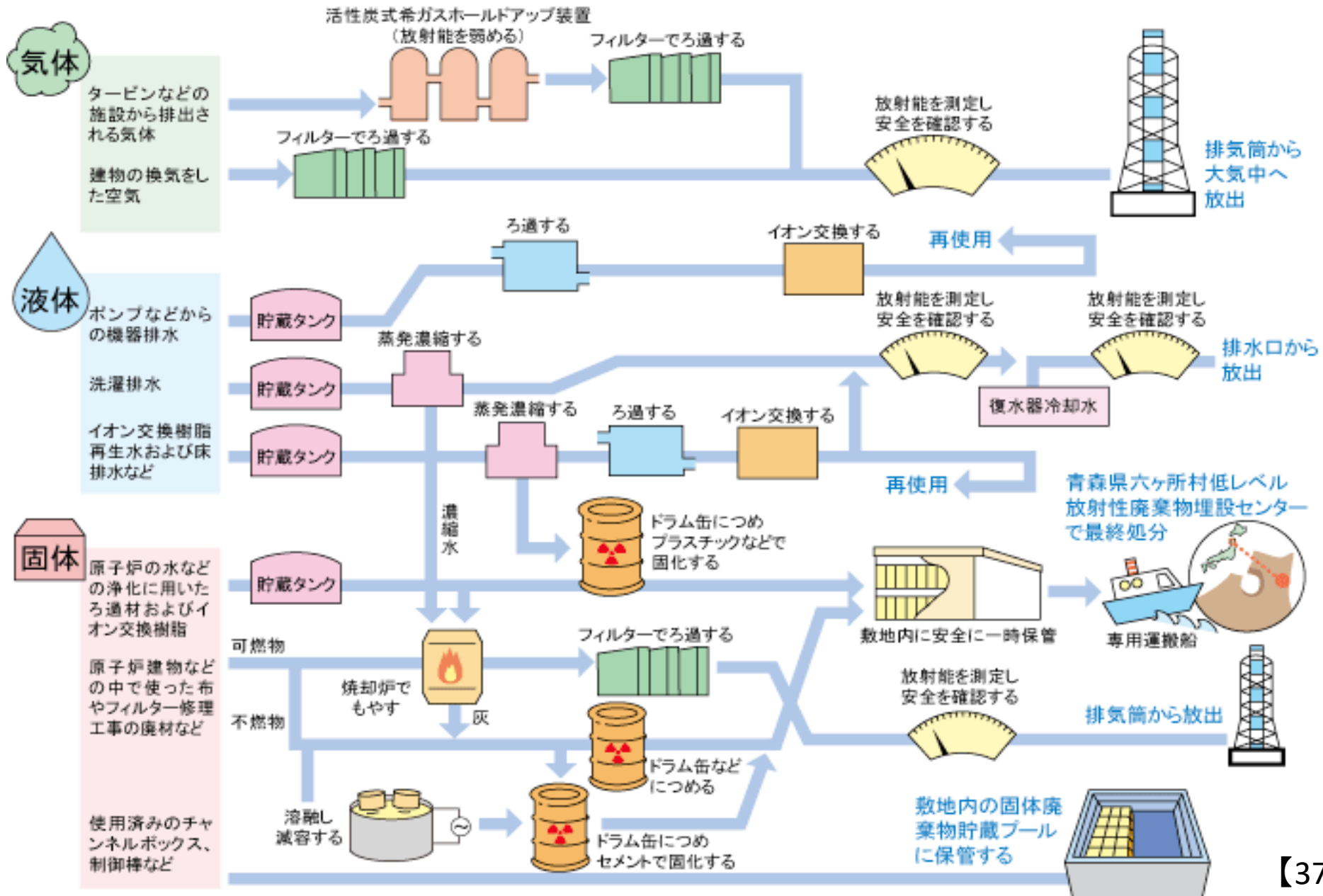
高レベル放射性廃棄物の最終処分について

さて、当社施設で貯蔵している高レベル放射性廃棄物について、当社は、発生者責任を有する電気事業者から委託を受け、あくまでも一時貯蔵として管理しており、平成 6 年及び平成 7 年に貴県に提出した文書のとおり、青森県において最終処分を行わないことを確約しております。

今般、4 月 1 0 日に、貴職より改めて文書による確約のご要請をいただきましたが、当社は、今後とも、六ヶ所村に貯蔵される高レベル放射性廃棄物について、貯蔵管理期間終了時点までに、電気事業者によって確実に青森県外に搬出されることを確約いたします。

4. 低レベル放射性廃棄物処分

運転中の原子力発電所の廃棄物対策



低レベル廃棄物埋設センター（最終処分場）

—放射性廃棄物は投げ捨てるもの—



2号施設

1号施設

3号施設予定地

余裕深度処分予定地
(中深度処分)

国：原発推進「国策」の責任なし。

電力：廃棄物発生者の責任なし。

管理責任：日本原燃

300年管理？（特別なことはしない）

→将来問題が出て、
誰も責任を取らない。

【27】

BWR: 約55万トン(約98%:54万トンは一般産廃としてリサイクル)

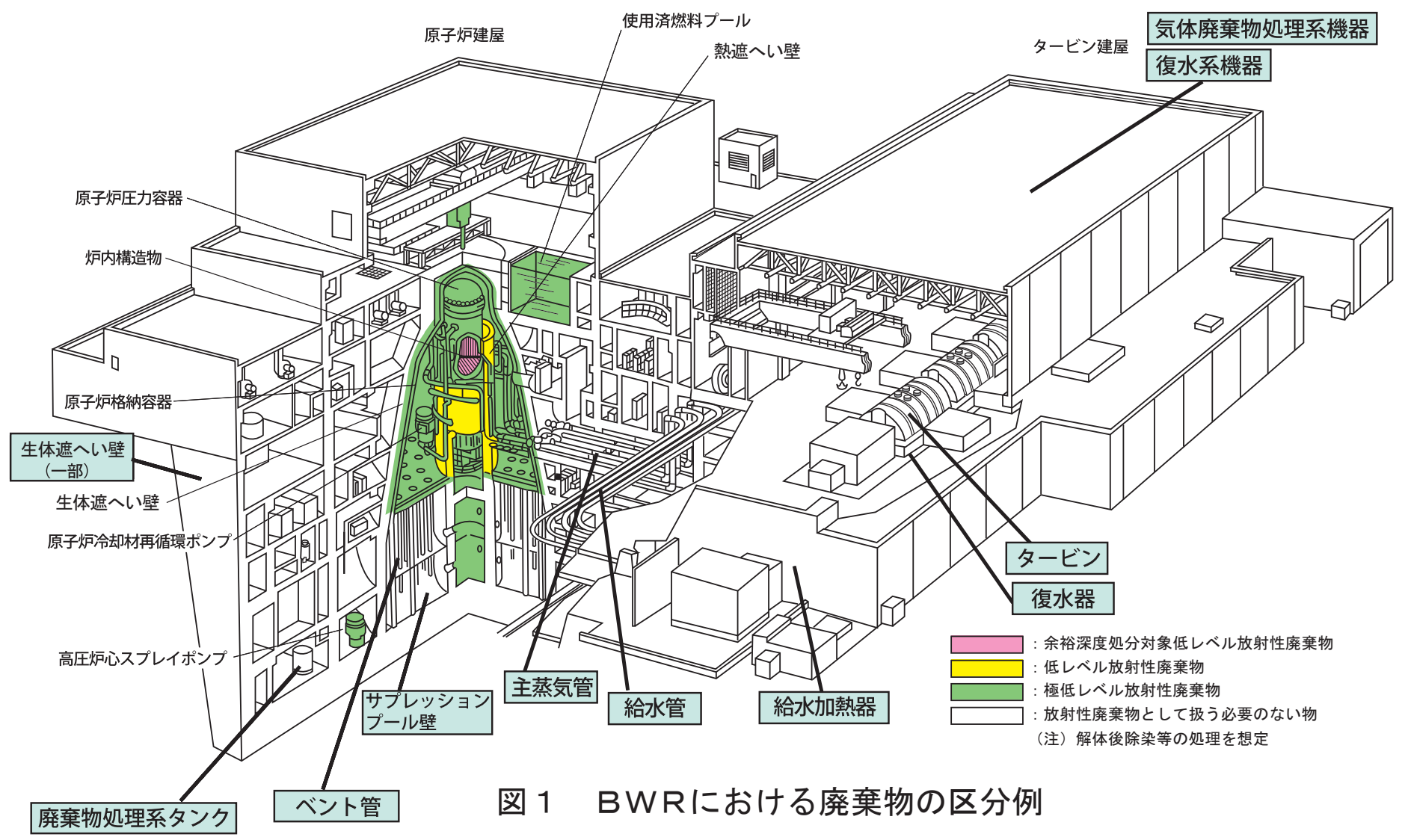


図 1 BWRにおける廃棄物の区分例

日本の放射性廃棄物区分

廃棄物の種類		廃棄物の例	発生場所	処分方法
高レベル放射性廃棄物 全体の1%	世界標準	使用済燃料 ガラス固化体	原子力発電所	地層処分 (地下300m以下)
	日本標準	(リサイクル燃料) ガラス固化体	再処理工場	
低レベル放射性廃棄物 全体の3%	超ウラン核種を含む放射性廃棄物 (TRU廃棄物)	燃料被覆管 バーナブルポイズン 廃液、フィルター	再処理工場 MOX燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分
	ウラン廃棄物	消耗品、スラッジ 廃器材	ウラン濃縮 燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分 トレンチ処分
	放射能レベルの極めて高い廃棄物	制御棒、炉内構造物	原子力発電所	中深度処分
	放射能レベルの比較的低い廃棄物	廃液、廃フィルター 廃器材 消耗品固形化物		ピット処分
	放射能レベルの極めて低い廃棄物	コンクリート、金属		トレンチ処分
	クリアランス廃棄物 (規準は0.01ミリSv)	原子力発電所 再処理工場	上記のすべての施設	リサイクル リユース 一般産業廃棄物
放射性廃棄物でない廃棄物	クリアランスレベル以下の廃棄物	原子力発電所解体 廃棄物の大部分		

処分場なし

処分場なし

処分場なし

処分場なし

六ヶ所村
ドラム缶300万本

処分場なし
(原子力機構：東海村)

一般社会

気体放射性廃棄物？ 液体放射性廃棄物？ → 運転中にすべて環境に放出！

福島第一原発：中間貯蔵除染土、事故復旧＋解体廃棄物は？？？

ご静聴ありがとうございました。

